

「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」に関する注意事項

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から、様式第25号の14別紙3「その他の審査項目（社会性等）」の項番54『建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況』の項目が、新たに評価されています。

以下の評価方法および提出書類等について、十分にご確認の上、ご申請いただくようお願いいたします。

1 評価の概要

次の1～3の要件をともに満たしている場合に評価されます。

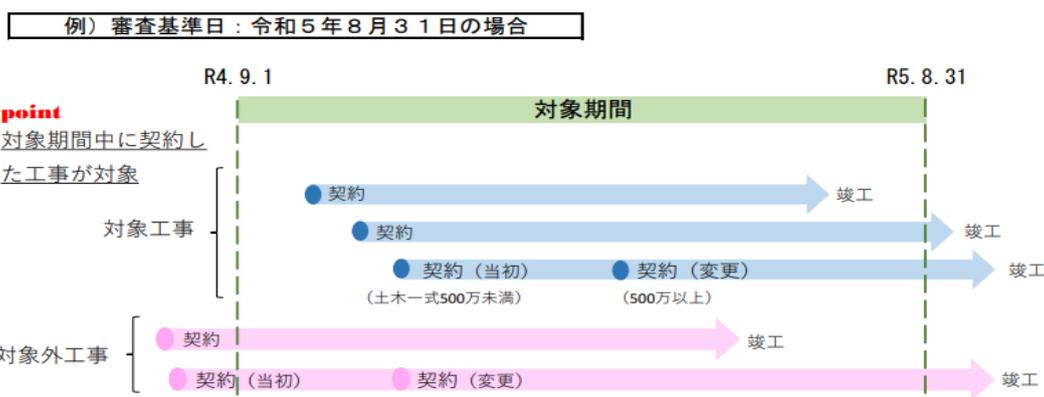
- 1 審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った審査対象工事
- 2 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施
- 3 別記様式6号に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書を提出

※実際の技能労働者等の就業履歴の蓄積率を評価するものではない。

① 審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った審査対象工事

(1) 「審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った」とは、「審査基準日以前1年のうち発注者と元請の立場で請負契約を締結した」ことを示します。

※日付は当初契約日により判断します。変更契約日は考慮されません。



※対象期間中に契約すると**対象工事**となり、竣工（予定）日が対象期間外でも**対象工事**となります。

※対象期間前に契約すると**対象外工事**となり、竣工（予定）日が対象期間内でも、**対象外工事**となります。

※対象期間前に契約（当初）を行った後、対象期間中に契約（変更）を実施した場合でも、**対象外工事**となります。

(2) 「審査対象工事」とは、次の1から3を除く全ての工事のことです。

- 1 建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事
 - ・ 建設工事1件の請負金額が500万円に満たない工事
 - ・ 建築一式工事1件の請負金額が1,500万円に満たない工事
 - ・ 建築一式工事のうち延べ面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事
- 2 日本国内以外で施工する工事
- 3 災害応急工事

防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策

② 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置とは、以下の(1)及び(2)を整備することをいいます。

(1) 建設キャリアアップシステムにおける現場契約情報の作成及び登録を実施

- 「建設キャリアアップシステムにおける現場契約情報の作成及び登録」とは、次の内容(＝現場情報)の登録を行うことを示します。

現場名、組織情報、現場連絡先、現場事務所住所、電話番号等
現場管理者、就業履歴蓄積期間、発注区分、有害物質の取り扱いの有無

※現場契約情報の登録内容は「現場情報」「契約情報」「工事情報」の3つの情報により構成されます。登録にあたっては「現場情報」は必ず登録が必要ですが、「契約情報」や「工事情報」は省略することも可能です。必要に応じて登録してください。
- 現場契約情報の作成及び登録については、請負契約締結後、建設工事の施工に従事する者の入場までに実施するようにしてください。

(2) 建設工事に従事する者が建設キャリアアップシステムへの直接入力によらない方法で建設キャリアアップシステムに就業履歴を蓄積できる体制を整備

- 「建設キャリアアップシステムへの直接入力によらない方法」とは、

「就業履歴データ登録標準 API 連携認定システム^(注1、2)」により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等をいいます。

(注1) 一般財団法人建設業振興基金の公表資料 (<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>)を確認し、当該システムが対象となっているかご確認ください。

(例) 「建レコ」「EasyPass」「WIZDOM」等

(注2) 導入している就業履歴データ登録標準 API 連携認定システムにより入力方法は異なります。詳細は、一般財団法人建設業振興基金の公表資料

(<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>) を確認してください。

○就業履歴を蓄積する措置は、竣工までに行うようにしてください。

2 評価区分

| 加点要件 | 評点 |
|---|------|
| 審査対象工事のうち、 民間工事を含む<u>全ての建設工事</u> で該当措置を実施した場合 (①) | 15 点 |
| 審査対象工事のうち、 <u>全ての公共工事</u> (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項に規定する公共工事をいう。) で該当措置を実施した場合 (②) | 10 点 |

① **民間工事を含む全ての建設工事**で該当措置を実施した場合 (審査対象工事に限る)

⇒「1」を記入

- 民間工事と公共工事の全てで該当措置を実施している
- (公共工事で1件も審査対象工事となる工事を受注していない場合)
民間工事の全てで該当措置を実施している
- (民間工事で1件も審査対象工事となる工事を受注していない場合)
公共工事の全てで該当措置を実施している

② **全ての公共工事**で該当措置を実施した場合 (審査対象工事に限る) ⇒「2」を記入

- 民間工事の全てで該当措置をせず、公共工事の全てで該当措置を実施している場合
- 民間工事の一部で該当措置をせず、公共工事の全てで該当措置を実施している場合

③いずれにも該当しない場合⇒「3」を記入

- ・建設キャリアアップシステムの事業者登録は実施しているが、
上記①と②に該当しない場合
- ・建設キャリアアップシステムの事業者登録は実施しているが、
審査対象工事が1件もない (元請はなく、下請け工事のみを受注している等) 場合
- ・建設キャリアアップシステムの事業者登録を実施していない場合

3 提出書類（確認書類）

【提出書類】

様式第6号「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」（なお、加対象とならない場合、様式第6号の作成および提出は不要です。）

【確認書類】

建設キャリアアップシステム上で事業者情報が登録されていることが分かる書類（建設キャリアアップシステムの帳票「3-1 事業者情報」等）

※ 確認資料の取扱を一部変更する場合がありますので、適宜、三重県ホームページを御確認ください。

4 その他

立入検査等により、建設キャリアアップシステムの実施状況の確認を行う場合があります。

様式第6号の記載内容と事実が異なることが判明した場合、建設業法第50条第1項第4号の規定により6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される場合があります。

また、虚偽申請として建設業法上の監督処分の対象になりますので、御注意ください。

なお、三重県では、これらを原因として資格停止の措置も実施しています。

元請業者に対するCCUS加点に関するQ & A

Q 1. 「審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事」とは。

A 1. 「1年以内に発注者から直接請け負った工事」は、「審査基準日以前1年のうち発注者と元請の立場で請負契約を締結した」ことを示します。

※日付は当初契約日より判断します。変更契約日は考慮されません。

繰越工事(年度内に完成していない工事)は含みますが、手持ち工事(1年以上前に請負契約を締結した工事)は含みません。

なお、JV工事は各構成員が担当した工事が該当します。

Q 2. 「建設工事に従事する者が直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備」とは、「各現場への機器の設置」のみで足りるのか、あるいは下請事業者(登録事業者率)や現場へ入場する技能者への登録(登録技能者率・就業履歴蓄積率等)状況等についても確認をとる必要があるか。

A 2. 元請事業者がカードリーダーの設置等就業履歴蓄積のための措置を講じていることを評価の対象としますので、入退場履歴を記録できる措置(各現場への機器の設置等)が整備されていれば、加点対象となります。

※下請事業者(登録事業者率)や現場へ入場する技能者への登録(登録技能者率・就業履歴蓄積率等)状況は問いません。

Q 3. 申請者から誓約書の提出を受け、加点を行い評定通知を行った後に、「実はCCUSにかかる体制の整備が不十分であったこと」等が発覚した場合には、申請者にはペナルティが課されるか。

A 3. 様式第6号の記載内容と事実が異なることが判明した場合、建設業法第50条第1項第4号の規定により6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される場合があります。

虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたとき等は、建設業法第28条第1項第2号に定める建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたときに該当し、国土交通省又は都道府県知事が当該建設業者に対して、必要な指示をする場合があります。

(なお、三重県では、これらを原因として資格停止の措置も実施しています。)

(1)–2 W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(新設)

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

- 建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、CCUSの活用状況を加点対象とする。

審査対象工事 ①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- ① 日本国内以外の工事
 - ② 建設業法施行令で定める軽微な工事
 - ③ 災害応急工事
- 〔 工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事)
 建築一式工事のうち面積が150m²に満たない木造住宅を建設する工事
 〔 防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事 〕

該当措置 ①～③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法^{*}でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

※直接入力によらない方法

就業履歴データ登録標準API連携認定システム(<https://www.auth.ccus.jp/p/requirements>)により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

| 加点要件 | 評点 |
|---|----|
| 審査対象工事のうち、 民間工事を含む全ての建設工事 で該当措置を実施した場合 | 15 |
| 審査対象工事のうち、 全ての公共工事 で該当措置を実施した場合 | 10 |

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び
情報共有に関する同意書

確認の対象となる決算期の期間を記入する

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間に発注者から直接請け負った建設工事について、以下のとおり、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施していることを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財

審査基準日以前1年のうちに、発注者から直接請け負った審査対象工事において、建設キャリアアップシステム (CCUS) における現場契約情報の作成及び登録 (注1) を実施しており、かつ、建設工事に従事する者が CCUS への直接入力によらない方法で CCUS 上に就業履歴を蓄積できる体制を整備している場合に提出する。(54 項番)
※審査対象工事・・・日本国外での工事、軽微な工事、災害応急対策 (注2) 以外の**全ての**建設工事 (元請に限る)
注1: 現場契約情報の登録は、請負契約締結後、建設工事の施工に従事する者の入場までに実施する。
注2: 防災協定に基づき行う災害応急対策もしくはすでに締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策。

年 月 日

建設キャリアアップシステム事業者ID

[Grid for entering the CCUS operator ID]

審査対象工事が全て公共工事のみであっても、加点要件を満たしている場合は、申請区分に「1」を記入する。

住所
商号又は氏名
代表者氏名

申請区分 (1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

| 科 目 | | 件 数 |
|---------|--------|-----|
| 措置実施工事 | | 件 |
| 措置未実施工事 | 軽微な工事 | 件 |
| | 災害応急対策 | 件 |
| 合 計 | | 件 |

- ・表には、審査基準日以前1年のうちに発注者から直請け負った工事 (元請) のうち、「1」の場合は日本国内における**全ての建設工事**、「2」の場合は日本国内における**すべての公共工事**について記入する。
※海外での工事及び下請工事は対象外
- ・措置実施対象外となる工事 (「軽微な工事」及び「災害応急工事」) でも当該措置を実施した場合は「措置実施工事」に件数を計上する。
- ・その他の記載における注意事項は次ページの「記載要領」をご確認ください。

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。
なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

8

建設キャリアアップシステム 現場運用マニュアル

第8章 情報の閲覧と 出力帳票について

元請事業者

下請事業者



一般財団法人建設業振興基金

2020年4月1日 3.0.0版

